

「証券取引約款・規定集」

<非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款>

改正前	改正後
第2条（非課税口座開設届出書等の提出） 5. お客さまが当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法37条の14第12項の規定により、非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座はその開設のときから非課税口座に該当しないものとして取り扱わせていただきます。	第2条（非課税口座開設届出書等の提出） 5. お客さまが当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座または非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が法37条の14第12項の規定により、非課税口座に該当しないこととなった場合又は当該勘定が同条第22項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座または勘定で行っていた取引については、その開設または設定のときから非課税口座または勘定に該当しないものとして取り扱わせていただきます。
6. 第2項または第3項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書（以下併せて「廃止通知書」といいます。以下同じです。）の提出を受けた場合、当行は税務署にお客さまの廃止通知書に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当行が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後、開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当行がお客さまから廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。	6. 第2項または第3項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書（以下併せて「廃止通知書」といいます。以下同じです。）の提出を受けた場合、当行は税務署にお客さまの廃止通知書に係る提出事項を提供します。
第4条（特定累積投資勘定の設定） 4. 特定累積投資勘定は、2024年以後の各年1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、<u>所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</u>	第4条（特定累積投資勘定の設定） 4. 特定累積投資勘定は、2024年以後の各年1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、<u>これらの書類の提出があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該廃止通知の提出があった場合には、同日）において設けられます。</u>
附則 この約款は、<u>2024年1月1日</u>より適用します。	附則 この約款は、<u>2025年11月11日</u>より適用します。